

登録住宅性能評価機関の処分の基準について（補足）

「登録住宅性能評価機関の処分の基準」別表「関係条項」欄の24②6の項に掲げる「評価の業務に関し著しく不適当な行為をした場合」における処分の内容の検討に当たっては、下記によることとする。

記

1 著しく不適当な行為について

評価の業務に関し著しく不適当な行為をした場合とは、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 評価の業務に関し、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護又は住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることが著しく損なわれたとき
- (2) 評価の業務に関し、過失があったとき

2 処分の内容の検討に当たり勘案すべき事項

評価の業務に関し著しく不適当な行為をした場合における処分の内容の検討に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 評価員による評価の業務に伴う損失の程度、評価員が犯した過失の程度及び当該評価員の数
- (2) 処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数
- (3) 処分事由に該当する行為が行われていた登録の区分の数
- (4) 立入検査、報告等において明らかとなった事項
- (5) その他処分の内容を検討するに当たり考慮すべき事項